

○ 海上運送法に基づく行政処分等（旅客船事業者）

四国運輸局

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
2019年3月29日	株式会社しまなみ	愛媛県今治市	行政指導	<p>平成30年7月15日12時頃、株式会社しまなみの旅客船「なかと」は、旅客42名を乗せ、愛媛県今治市中渡島沖を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、プレジャーボートに衝突した。プレジャーボートの船長が重傷を負った。旅客の負傷者はなし。</p> <p>平成31年2月19日、四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>同年3月29日、旅客の人命を預かる事業を行っていることを改めて認識し、一層の安全確保に努めるとともに、関係法令及び安全管理規程の遵守に努めることを含む指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旅客の人命を預かる事業を行っていることを改めて認識し、一層の安全確保に努めるとともに、関係法令及び安全管理規程の遵守に努めること。</li> <li>2. 各船長に対し、安全最優先の操船を行うよう指導すること。</li> <li>3. 事故発生時には、海上保安部及び運輸局への速やかな通報を確実に行うこと。</li> <li>4. 安全統括管理者及び運航管理者に対する教育・訓練等を通じ、再発防止を図ること。</li> </ol>	<p>改善措置報告 2019年4月25日</p>